

議会資料	議案第44号
地域福祉課	

志摩広域行政組合規約(昭和52年志摩市県指令伊振第565号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、関係市町における、次にかかげる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設に関する事務。ただし、南伊勢町を除く。</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定介護老人福祉施設、<u>短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所の設置及び管理に関する事務</u>。ただし、南伊勢町を除く。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する<u>障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域生活支援事業並びに</u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児相談支援事業を行う事業所の設置及び管理に関する事務</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、関係市町における、次にかかげる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設に関する事務。ただし、南伊勢町を除く。</p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所_____の設置及び管理に関する事務。ただし、南伊勢町を除く。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する_____特定相談支援事業及び_____児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児相談支援事業を行う事業所の設置及び管理に関する事務</p>